



埼玉県報

第 2746 号
平成 27 年(2015 年)
11 月 6 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 新江川土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 森林法第 189 条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道さいたま東村山（新座市野火止）の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）
- 埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示（内水面漁場管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アジアに有機農法を広める農民の会

三 代表者の氏名

高橋 利男

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市藤塚四百二番地十八

五 定款に記載された目的

この法人は、東南アジア諸国における農村・農民に対し、二千十三年国連総会で決定された「国際土壌年」に呼応して、農薬や化学肥料を使用しない完全無農薬農法を広め、豊かな農村を創造することを目的とすること、日本国内にもこの農法を普及し農業振興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

木村ビル

埼玉県鴻巣市逆川二丁目二百十六番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の防止に努めること。周辺の生活環境を損なう場合は、速やかに対策を講じること。埼玉県生活環境保全条例第四十一条アイドリングストップの周知義務に関する指導等に該当する場合は、対策を講じること。
- (2) 地元関係団体と協力して地域の環境維持に努めること。

二 縦覧期間

平成二十七年十一月六日から平成二十七年十二月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ朝霞三原店

埼玉県朝霞市三原二丁目三百二十二番地五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後七時

（変更後）午前六時三十分から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後七時三十分

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十七年十一月一日

ニ 届出年月日

平成二十七年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十一月六日から平成二十八年三月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新江川土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
同	田村 一郎	同 酒卷千八百六十九番地
同	坂本 雅一	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 芳造	同 同 七百三十二番地
同	佐野 春男	同 同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同 犬塚五百九十九番地二
同	大山 幸夫	同 酒卷千八百七十一番地
同	細井 清隆	同 犬塚六百八十二番地
同	今村 五郎	同 南河原九百二十番地
同	島 沢 一雄	同 犬塚千二百五十六番地
同	中村 育雄	同 南河原二千六百七十三番地口号
同	島 村 光行	同 馬見塚三百七十番地三
同	新 利 夫	同 酒卷千九百十五番地一
同	中 丸 伊佐夫	同 南河原二千六百六十九番地
同	野 口 金五郎	同 酒卷千九百六十二番地
監事	吉田 勝伸	同 北河原九十八番地
同	大屋 寛	同 犬塚七百三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	坂本 忠雄	埼玉県行田市大字南河原二千六百九十七番地二
同	吉田 孫兵衛	同 北河原二百十二番地
同	中村 賢一	同 酒卷千八百九十番地二
同	坂本 芳造	同 南河原七百三十二番地
同	佐野 春男	同 同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同 犬塚五百九十九番地二

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を小鹿野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

高橋和夫、山口定男、山口文次、高橋巖、高橋和男、高橋勝治、強矢佐吉、強矢甚作、強矢満、強矢次男、黒沢リツ、強矢政三郎、黒田覚、高橋要太郎、富山定二、北和市、北重四郎、高橋利重、福島幸八、福島與作、山口重作、山口嘉平、高橋宇市、強矢智萬龜、山口定吉、南和藤次、高橋金作、南和十郎、幅下多重、山口喜市、保坂九重、山口甚三郎、強矢重太郎、福島作五郎、黒田佐市、嶋田トク、南小一郎、高橋米吉、南亀三郎、強矢滝十、久保道次郎、武井秀作、高橋縫作、北嘉六、高橋馬作、山口磯作、高岸太郎、南要吉、黒田常三郎、強矢要治、高橋清一、岩崎宇市、北利八、黒田ナミ、鈴木正貞、高岸ツヤ、高岸茂子、横田宗吉、山口吉衛、坂本忠雄、南左仲、松山勝哉、久保金藏、強矢伊之松、黒沢藤吉、黒沢藤作、黒田富五郎、黒田弁五郎、清水多作、南音作、南長平、武井鍋十、武井鍋重、磯田縫五郎、南甚藏、福島丑五郎、富山久志、藤井福治、高橋覺一、高岸修市

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十七年三月二十日付埼玉県告示第百六十八号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

新座市西堀一丁目地内

四 作業期間

平成二十七年八月五日から平成二十八年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十三号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（路線測量、現地測量）

三 作業地域

さいたま市岩槻区大字大森地内

四 作業期間

平成二十七年十月二十一日から平成二十八年二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千二百七十四号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十七年十一月二日から平成二十八年二月二十九日まで

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 水村 正和

<p>路 線 名</p>	<p>さいたま東村山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>新座市野火止三丁目二二九九番一四地 先から 同市野火止三丁目二三〇〇番九地先ま で (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年十一月六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十二月四日埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第十四号で告示 した道路予定区域の 一部供用開始であ る。 延長十四・〇五メー トル</p>

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年十一月六日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

一 日時

平成二十七年十一月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程（平成十七年内水面漁場管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号及び第二号中「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第七条中「第二条第四項第二号」を「第二条第六項第二号」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「当該法定代理人は、開示請求書に次に掲げる事項を」を「次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第一号及び第二号に掲げる事項）を開示請求書に」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

第九条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第十五条第二項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状（当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項第三号、第五項及び第六項」を「第五項第四号、第六項及び第七項」に、「及び第四項」を「から第五項までの規定」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 會 田 勝 美

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県内水面漁場管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する規程（平成十六年内水面漁場管理委員会告示第三号）の一部を次のよう
に改正する。

第四条第二項第一号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」
を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、
「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。